

獣医師でない者の名称使用の禁止

獣医師法第2条

獣医師でない者は、獣医師又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

→ 獣医師法第17条で規定されている飼育動物以外の動物を診療する非獣医師が「うさぎのお医者さん」や「へび専門医」等の名称を用いてはならない。